

神機健発第26号
令和6年8月13日

事業主・事務担当者様

神奈川県機器健康保険組合
理事長 坂本 康祐
(公印省略)

「加入者情報（個人番号下4桁等）」および「資格情報のお知らせ」の 送付についてのお知らせ

猛暑の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より健康保険証が廃止され交付ができなくなります。今後は、医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）で行う仕組みとなります。

このため、厚生労働省からの通達に基づき、標記通知を令和6年10月23日（予定）にお送りいたします。これは、当組合で登録している資格情報（個人番号下4桁を含む）をお知らせし、ご自身で情報の正確性をご確認いただき、加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくことを目的としています。

大変重要なお知らせとなりますので、加入者の皆さまに配布いただきますようお願い申し上げます。

記

発送予定日

令和6年10月23日（水）

《発送業者 日本通運（個人情報輸送）プライバシーガード》

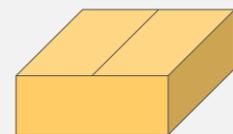
発送方法

国の方針に基づき、加入者様に確実かつ効率的に送付するため、事業主様経由にて送付させていただきます。100通までは定形外封筒、101通以上は、段ボール箱にてお届けする予定です。

なお、従業員の方やそのご家族の方の人数により、封筒や段ボール箱の数量が増えますので、ご担当者の方には大変お手数をおかけいたしますが何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

段ボール

幅432mm × 奥行483mm × 高さ127mm



入り数：
300通まで

定型外封筒



内容物の厚みによって
適正封筒サイズを選定

入り数：
100通まで

《 注 意 》

当健康保険組合に個人番号(マイナンバー)の届出されていない被保険者・被扶養者の方は、「資格情報のお知らせ等」の通知ができませんので早急に届出をするようお願い申し上げます。

裏面へ続く

同封の「資格情報のお知らせ」



記載のマイナンバー下4桁及び登録情報に誤りがないかご確認ください。

右下を切り取ったものをマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

※マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を携帯する理由について

従来の保険証と同様、マイナ保険証を持っていれば、原則すべての医療機関等で保険診療を受けることができます。

ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関（高齢の医師等の医療機関）や停電時に受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合は、**資格情報のお知らせとマイナンバーカード**を提示することで保険診療を受けることができます。

《事業主・ご担当者様に事前のお願い》

保険証廃止に伴って、現在も運用いただいておりますが、改めてのお願いとなります。

新規加入者の届出におけるマイナンバーの記載が必須化となっております。この度の保険証廃止に伴い、マイナポータルや医療機関等において最新の資格情報表示のため、事業所から健保への届出、また健保から情報連携のための登録を迅速に行う必要があります。

従業員の入社時、家族の扶養加入時のマイナンバー（個人番号）・住民票（情報）取得

事業所が健保組合に届出する届書には、加入者様のマイナンバー、住民票に記載されている氏名・生年月日・性別・住所の情報が正確に記載されている必要があります。届書の情報が正確でない場合は、調査に時間を要することから、登録が遅延することがあります。正確な情報を速やかに提供いただきますようお願いいたします。

なお、被扶養者のマイナンバーは被保険者が確認し、被保険者のマイナンバーは、事業主が確認することが、法律で求められています。

健保組合あての資格取得届等の期限内提出（5日以内）

資格関係のほか、月額変更届等も限度額認定の適用区分等に影響します。法令により、事実があった日（例えば入社日）から5日以内に健保組合に届出することが求められています。

また、届出を社会保険労務士等に委託する場合も、迅速にご対応いただきますよう調整ください。マイナ保険証の利用促進にご協力をお願いいたします。

本事業に関しては、健康保険組合連合会のYouTubeページに厚生労働省大臣官房審議官からのメッセージが掲載されております。

【厚労省】事業主宛てのメッセージについて（「個人番号下四桁の通知に関するご協力のお願い」、
「資格取得時における届出に関するお願い」）【約5分】 <https://youtu.be/Ua2uhX3CFvw>



同封の「加入者の皆さまへ マイナンバーの下4桁の確認および保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください」のリーフレットについては、後日ホームページ「けんぽからのお知らせ 健康保険証の廃止（その4）」に掲載する予定です。